

○厚生労働省告示第四百六十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十二月十二日から適用する。

平成二十六年十二月十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表に次のように加える。

（以下略）